

第5回 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 概要

日時：平成29年11月28日（水）13時35分～14時17分

場所：議事堂2階 201委員会室

出席者：政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議事項書

政務活動費の事後精算（後払い）について（新政みえ案）資料1

<議事録 概要版>

委員：ただいまから、第5回「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」を開催する。

本日は、前回の会議で提案のあった、政務活動費の事後精算（後払い）に関する「新政みえ案」について、各会派で検討いただいた結果を報告いただき、議論を進めてまいりたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

なお、議論の参考とするため、前回、提案された新政みえ案を資料1として、改めてお手元に配付したので、御覧下さい。

それでは、各会派から、新政みえ案について、検討いただいた結果の報告をお願いしたい。なお、提案された新政みえからは、補足説明等があれば、お願ひしたいと思う。それでは、新政みえどうぞ。

委員：新政みえからは、これまで何度かにわたって私どもの案を示させていただいているので、繰り返しにはなるが、まずは、私どもの三重県議会ではそういう懸念はないとは思ってはいるが、他県などで政務活動費にかかる不適正な受給問題などがこれまで出てきた中で、政務活動費の使い切りであるとか、また、年度末に駆け込みで使っているのではないかという世論における懸念というのは、払拭し切れていないのが現状だというふうに思われる。そのような中で、議長が県民に対して毅然と懸念に向き合うため、また、議会改革を進めていこうという姿勢も含めて、事後精算について検討をしてはどうかという提案を受け、このプロジェクトに至っているわけである。議長の提案に対して、私ども新政みえは大いに賛同させていただくという中で、示させていただいている案を作らせていただいた。

繰り返しになるが、新政みえ案の概略は、議員分の月18万円分に対して、第4四半期分、1月から3月分をそれぞれの会派で預かっていただいて、1年間の個人の政務活動費の整理ができた際、精算の時に第4四半期分を必要な分だけ支払っていただくという形で事後精算のひとつの仕組みということで示させていただいた。

議論の中で、それぞれの四半期ごとに事後精算にするのが本当の形ではないかというような意見もあったが、改めて政務活動費の制度を考えてみると、地方議会の活性化をしていく上で、議員の調査活動基盤の充実が必要というようなところから、地方自治法において規定されたものである。その交付に当たっては、四半期ごとの最初の月に交付する事前預かりというのが標準、一般的であり、政務活動費が活発に行われるようという主旨も踏まえて、総合的に勘案した中で、最後の四半期分を事後精算方式という形で取り入れて、三重県議会としての事後精算にしてはどうかということであるので、改めてもう一度添えさせていただいて、ご賛同をいただけるようお願いしたい。

委員：次に、自民党、報告をお願いします。

委員：前回、新政みえからの提案について会派へ持ち帰らせていただいて、会派内で議論をした。

その結果としては、まず結論から申し上げますと、自民党会派としては新政みえの提案については賛同できないという結論になった。

その理由として挙がってきたのは、この方式では議会改革には繋がらないのではないのか、あるいは議員分というのは議員各々が責任を持つべきなのではないのか、というような意見が主であった。

また、我々が、プロジェクト会議の中で議論している内容についても、私たちは会派を代表してきているわけだが、こういう内容を言っているということも会派総会の中で報告し、その内容については賛同いただいた。特に異論は出なかったという状態である。

委員：次に、鷹山、報告をお願いします。

委員：鷹山でも、新政みえ案についての話し合いをさせていただいた。前回から申し上げているとおり、第4四半期だけ後払いにするという仕方をもって、後払いをしているというのは名ばかりの議会改革というようなイメージが強くて、本当に後払いにするなら、全体を変えるとか大きいことにしないと、第4四半期だけそういうふうにして、名ばかりの後払いにするというのは、本当の議会改革には繋がらないというふうにも思う。

議長の意思だと、今期からそれを導入したいということのを伺ったが、今期というと1月、2月、3月分ということになるわけだが、そうすると時間がなさすぎて、それならそれでしっかりとしたガイドラインが必要ではないかとも思うし、拙速に導入するのはかえってリスクが高い。

今、三重県議会としては政務活動費について大きな問題が生じていないのに、ただでさえ1月から3月の時期というのは事務的にも、事務局も、また控え室の職員も一番多忙な時期に入ってくるし、それに上乗せして事務量が増えてしまう。後払いの報告を受け、そのお金を入金しに行って渡すという会計責任者の責任も大きくなってしまいますので、これは新たなトラブルのもとになるのではないかと考え、新政みえ案には反対させていただく。

そして、今の三重県議会として、今後、もしそういうことを考えていくのであれば、もっときちんとした時間をかけてガイドラインを作り、実証して、これが可能かどうかをきちんと話し合いをして、拙速にするというのはかえってリスクが高いというところが意見である。

特に議員分ということで、議員分というのは、固定で支払う活動費がかなりあると思う。事務所費、事務費、それから人件費といったところで、1月から3月まで、それを後払いにするということは、経済的に余裕のある議員ならよいかもしれないが、公平、公正な面で考えると、それが凍結してしまっただけで後からの支払いになるというのは、誰もが議員になれるようにという時に、そういうことで活動として出来づらくなるのではないかと考える。

委員：次に、草の根運動いが、報告をお願いします。

委員：新政みえから提案いただいた内容だが、いろいろ工夫をされて議長なり委員からその思いを聞かせていただいたが、三重県議会の議会改革度の向上の為にできるところ、率先してやっていけるところから、その姿勢を示していくというのは、非常に大切だと思うので、この案に賛同させていただきたいと思う。

委員：次に、青峰、報告をお願いします。

委員：私も議長の議会改革に対する思いや、その辺りを聞かせていただいて、我々一人会派だと、中身的には変わらないのだが、皆さんでやるということでのいうのなら、半歩でも議会改革が進むということで賛成させていただきたいと思う。

委員：各会派から報告いただいた。その報告に対して質疑等も含めて委員間討議をお願いしたいと思うが、何か意見があればお願いしたい。

委員：他会派の報告について、質問させてもらってもよいということか。

委員：構わない。

委員：少しでも議会改革に繋がるのなら賛成ということだが、議会改革に繋がるのならというところで、これは議会改革に繋がるという判断で賛成という表明なのか。

委員：いろいろな議会改革を評価していく指標のひとつをクリアしていく要素であるというように伺っているので、そこに乗っかるのであれば議会改革度を向上させることに資する取り組みになってくるのではないかと思う。

委員：今よりも明確になるというか、これまでよりは少しでも明確になるということで、現在の状態よりは半歩でも前に進むと言わせてもらったのはそういうことなので、それが議会改革に繋がるのかと言われるとどうかと思うのだが、それでも県民の皆さんに少しでも知らせることができたりするのが良いという判断で議会改革が進むというふうなことにさせてもらった。

委員：委員の言われた、議会改革が進む指標にあるというのは、どこにある指標なのか。

委員：外部とかで、各議会の議会改革度を評価する団体等がいろいろあるが、そういうところにおいても、新政みえが言われた提案をするのであれば、その評価に後払いの評価として、そこに加わってくるというふうになると伺っている。

委員：自身で確認されたわけではなくて、どなたかが言っていたということか。

委員：事務局に確認した。

委員：事務局に、それどこにあるのか説明をお願いしたい。

事務局：早稲田大学のマニフェスト研究所の議会改革度調査の項目の中には、特出しではないが、政務活動費の確認等をどういう形で行っているかという項目の中で、後払いという項目、事務局によるチェックであるとか、いろいろな選択肢があるが、その中に後払いという項目も入っているようである。

委員：後払いという言葉は、後払いでないという主張を私はしてきたので、後払いという言葉は使いたくないが、マニフェスト研究所の中の後払いと言われて

いる内容は、4回に分かれている最終を具体的にこのような手法として書かれているのか。ただ単に、後払いという単語が入っているのか、どちらなのか。

事務局：後払いの定義については特別に書いてはいない。それぞれの議会で、自身の支給方法が後払いと判断された議会が、後払いの項目にチェックを入れていると思う。

委員：後払いという単語だけの話ですね。

事務局：政務活動費のチェック体制と支給方法として、後払いの方式の採用ということでチェック項目としてあるということである。

委員：いいです。終わります。

委員：他にいかがか。

委員：素朴な疑問として、事務局に聞かせていただきたいが、今回の新政みえの提案というのは、条例改正をせずに、この事後精算方式を一部導入されるというふうに理解しているが、本当に条例を改正せずにできるのかというところを確認したい。

条例には、おそらく議員分を議員に支給されるという形になっていると思うが、それを会派の会計責任者が最後の四半期の分だけプールするということが、公金の取扱いとして非常に不透明ではないかと思う。もし、訴訟になったときに、会計責任者が本来議員に支給されるべき政務活動費を一括して持っているということが、果たして説明できるのか、根拠があるのかということが私は心配になるが、その辺はどうなのか。

私は以前から申し上げているように、この問題は、前か後かという話ではなくて、公金をどう取扱うのかということが問題の本質だというふうに議論させていただいているわけだが、この場合どうなるのかということをお心配している。

委員：まず事務局、法的なことなので。

事務局：条例で議員分においては、債権者として、支給を受けていただくのは、それぞれの議員である。それは当然であるが、受給の手法として委任払いというものがある。

例えば、各議員から各会派代表者や会計責任者に、委任していただき、受け

取っていただくということなので、受け取っていただくのはあくまでそれぞれの議員の権利であるが、それを委任という形で手続きをすることによって委員のおっしゃるようなところはクリアできるだろうと思っている。

委員：では、確認するが、公金を委任するという制度が明確にあるということでしょうか。

事務局：制度そのものは委任行為なので、いわゆる民法上の中での取扱いになると思う。

委員：そうすると委任というのは、相当任意性のあるもので、どなたに委任してもよいということになってしまうわけですね。今の説明だと、それを別の第三者である弁護士であろうが、委任すればよいということになってしまうわけである。やはり、議員に支給するという話になっているのを、任意性の高い第三者へ委任するからよいのだというのはちょっと解せないとうい心配である。条例で決まっているのと違うことをしているのではないか、民法上の委任という行為を間に挟んでいるのではないかと。訴訟を受けたときに本当に耐えられるのかというのは、ちょっと今の説明では少し納得、腑に落ちないところがあるのではないかと感じた。

事務局：この制度を導入する時のやり方として、第4四半期について委任ということを経済的検討の中で出てきたと思うが、もちろん条例を改正しなくてもとりあえずいけるということだと思うが、これを例えば制度としてきちんと構築してやっていくのであれば、条例の中で第4四半期については支払いの仕方を変えるというようなことももちろん必要かと思っている。

委員：もう聞かずに感想だけ。そうすると、いけるかどうかというのは、やはり事務局が手応えとして感じているだけで、本来は制度改正が必要というように私は聞こえた感想だけ述べておく。

委員：その辺のところ提案者としての意見があれば。

委員：事務局に説明していただいたとおりである。先程の事務局の繰り返しになるが、もし、仮に、この方式を一度やってみようということにさせていただけたとして、先程もあったが、定着していくようであれば、まさにそういうところもきちんと必要なのかもしれない。

委員：いろいろ意見が出ているが、他に意見はあるか。

委員：案として出しているのが、私ども新政みえ案しかなく、これがどうかということになるわけだが、私ども、これが必ずしも完全なパーフェクトな案かどうかは分からないし、いろいろな議論をいただき、検証もいただいて、先程から委員の方々の話を聞かせていただく中で、私どもから申し上げたいところが少しある。

拙速に導入するのはリスクがあり、また、無理をするとトラブルのもとになるのではないかと、そういうところも確かに心配されるところがあると思う。繰り返すが、私どもの案が完全なものではないと思うが、しかしながら、そういうところをできるだけ考えてリスクが高まらないように、できるだけトラブルがないように、事務局や会派担当者の事務負担が極端に増えることのないように、できるだけ前向きに考えながらもシンプルにということを考えているつもりである。その辺はくんでいただければ、ありがたいなと思う。

それと、固定費などが後払いになると、例え四半期といえどもある程度の金額になるので、経済的に余裕のない方はどうかという話があった。前回の会議でも、固定費については、扱いや考え方をというような意見があった。私どもとしては、この方式を取り入れていただければ、是非そういうところも議論をいただいて、そういう懸念がないように、例えば固定費については何らかのルールを作って、対処するなりすることも柔軟に考えたらよいのではないかとというふうにも思っている。

全体的に私どもの案に賛同いただいた会派の方もいるわけだが、今回の検討プロジェクトを立ち上げる契機となった、議長が、世の中で、私どもの県にはもちろんないと思うが、他県でいろいろな不適正な事象が起こって、使い切りや駆け込みに対する意識があるのではないかとという世論の懸念に対して、何とか一歩でも半歩でも前向きな姿勢を三重県議会として示していこうではないかということで、事後精算についての検討をしてくれということでも立ち上がってきたというふうに皆さんも理解していただいているというように思う。このことについて、私どもの案がパーフェクトかどうかは別として、そのことに対して、真摯に、前向きに考える必要があると思われるのであれば、何らかの案をそれぞれの会派で出していただけていると思う。

私どもの案に賛同いただけないという主旨は、政務活動費の後払いについて、議長の提案について、そういうことを検討するということは全く議会が前向きな姿勢を県民に示す、また、議会改革の推進に寄与していくというところで何の意味もないというふうに考えているのか、改めて聞きたい。

委員：それは全員の方にとということか。

委員：賛同いただいた会派は、前向きな姿勢になるということで賛同いただいた。

委員：それでは、反対という話をいただいた皆さん方で、例えば鷹山は名ばかりだと、だからやるのなら本格的にという意見を出していただいていたし、あるいは自民党で、委員が言われたことに対して意見があれば。

委員：今、委員から議長の提案されたことに対して真摯に議論しているのかという趣旨だったと思うが。

委員：そこまでは。

委員：もちろん我々は真摯に議論しているからこそ、プロジェクト会議を開くということにも賛同したし、我々もこうして委員として参加しているわけである。それが、結論ありきで、民主主義の手続きの中で、これを開いたから必ず事後精算を導入しなければならないという結論ありきというのは、これはまた違う話だと思う。

こうした場に参加して、議論に参画しているということがまさに真摯な議論に加わっているとそのように認識している。

もうひとつは、代替案についてはという話だったが、そこまでは会派の中ではまだ統一されていないので、この場で会派の代替案ということは示すことはできない。

委員：前日も申し上げたが、この1月から後払いというのを実施してみるというのであれば、現在は11月末であり、これが完璧ではない、もっと考えて良いものにしていくという委員からの意見だったが、それをやる時間があるのかどうか、細かくそのガイドラインが必要だと思う。もし、時間が厳しい中でのだけのメリットがあるのかと考えたときに、そうではないのではないかと思う。

代替案は、現状維持でよいと考えている。だから代替案はない。

それから、以前も申し上げたが、個人分を会派にプールするということは事務局からしたら一度支払うというか、支出しているわけですよ。だから、先払いと何ら変わらない事務かと思う。個人分だと、現状は個人の口座に振り込んでいただく形だが、第4四半期だけ違う口座に振り込んで、誰かが管理してそれを出すというような事務的な作業を考えると、とてもガイドラインなしではできない状況かなとも思うし、個人分は議員個人で責任を持って管理するべきだと思う。

実際鷹山では、他の会派もそのようなところがあるかもしれないが、会派分が会派分でプールして、会派の中で今きちんと後払いにしているので、他の会派でもそうされているところもあるだろうし、会派で責任を持って管理していくのが、それこそ改革のできている議会なのではないかと思う。

この前申し上げたのは、新政みえでそのような案があるのであれば、一度そちらでモデルケースとして試してみられて、それがもし良いのであれば皆さんに広げていただきたらと考える。

時間がない中で、議会改革が進んだと言いたいばかりに、拙速にものを進めてしまうのは、議会改革推進県ではないと私は考えるので、そういうふうな意見を言わせていただく。

委員：確認だけさせていただくが、要は、鷹山としては、もっと厳しく、条例を変えてでも厳しい形に、直接、いわゆる本来の後払いを目指していくべきだという理解でよいか。

委員：いえ、違う。そういうことは申し上げていない。現状維持のままでよいと考えている。

委員：なるほど。今いろいろ話をいただいたが、いかがか。

委員：付け足しで。今の形態としてはよいと思うが、今後、政務活動費の他県での事例を見たときに懸念を感じる場合は、やはりガイドラインの見直しだとか、そういうことを定期的にしなが、より透明なものにしていくというのが良いのではないかと思う。

委員：そうすると、とりあえず現状維持だが、ガイドラインを見直しなが、この前払い方式を後払い方式に変えていくべきだという考えでよいか。

委員：そういうことは申し上げていない。

委員：そうではないんですね。

委員：現状維持のままでよいと思うが、政務活動費の使い方についてのガイドラインだとかは見直して、より県民に分かりやすく透明性のあるものにしていければと思う。

委員：理解いただけるか。

委員：鷹山が言われるのは、事後精算払いを検討して、県民に向きあう議会改革を進めるという形ではなく、今後、ガイドラインをより充実させていって、議会改革を進めたほうがよいということか。事後精算払いよりも、ガイドラインを考えるほうが重要だということか。

委員：やはり会派ごとで管理されたらよいと思う。全体が統一してする段階に至っていないのではないかと思う。だから、先程から申し上げるように、この1月から3月の第4四半期分をするというのは、あまりにも拙速である。何もガイドラインもないままで、来月末には政務活動費の請求のため署名して印かんを押していくことになるが、果たして可能なのか。見切り発車ではなくて、きちんとしたガイドラインを出していただいて議論していくなら分かるが、あまりにも拙速すぎると私は思う。

鷹山の考え方でいくと、現状のままでよいが、より県民に分かりやすい、透明性のある政務活動費の使い道というのを定期的に見直しながら、進めていくとよいという意味である。

委員：他に。

委員：それを聞かせていただいた上で、事後精算払いについてのガイドラインということですね、もう少しガイドラインをきちんとして。

委員：違います。

委員：違いますか。

委員：この新政みえ案に対するガイドラインが必要で、それは間に合わないかと思うので、そういう場合、もっと時間をかけて案を出していただいて練っていくのならまだ分かる。

この後払いに対する新政みえ案に対するガイドラインの話と、私たちが議会改革として進めていく政務活動費の普段使用しているガイドラインの見直しをしていくのが必要ではないかと言っているわけである。

委員：新政みえ案としては、改めての新政みえ案を進めるためのガイドラインというものまでは必要とは思っていない。

既にあるガイドラインと、今言われるガイドラインは違うのだろうが、既にあるガイドラインに則って運用していけばできると思っている。

新政みえ案について、何かガイドラインみたいなものまでは私ども運用するに当たって必要とは考えていないので、その辺、感覚が違うなら仕方ないが。

委員：座長として、委員の言われた内容を聞かせていただくと、このプロジェクト会議の中で、もともと提案されたのは議長のひとつの案だったが、それでは駄目だと。政務活動費の使い方について、ガイドラインも含めてここで検討していくことをしないと駄目というふうに取れるが、皆さん方は。

委員：私の理解は、委員は二つ言われていて、一つ目が、新政みえ案を実行するには裏付けがなさ過ぎるのではないかと。先程、条例改正があるのではないかと質問をさせてもらったが、委員はガイドラインのような裏付けがしっかりと、そもそも新政みえの提案というのは、出来ないのではないのかと疑問を呈された。

もう一つが、後払いか先払いかみたいな話は、現状のままでよいが、政務活動費のガイドラインは不断の見直しが必要だということを言われている。その二つだと私は理解している。

委員：後の話を受けて、それをここでという提案ではないのですね。

委員：そのように理解した。

委員：話を伺っていて、新政みえが提案をいただいた内容、当然内容についてはパーフェクトではないが、ここで意見をいただいて、ある程度変更しながらひとつの案にしていこうという考え方と、そもそもこのままでよいという考え方、大きく分けて2つに分かれるのかなというふうに私は感じさせていただいている。

この状況の中で、考え方を一本化するというのは非常に難しいなというのが、私の思いなのだが、皆さん方はどうか。

そういうところで、それぞれのいただいた意見を併記するような形で、役員会へ報告をしていくというような形にならざるをえないのかなというふうに私は感じている。

議会改革推進会議役員会からいただいて、本プロジェクト会議で話を進めさせていただいているが、この後、役員会にここの意見を取りまとめて報告し、役員会の意見として、総会へ諮っていただくという流れになっていくのかなというよ

うに思う。

いろいろな意見をいただき、委員の言われた法的にどうか、というようなこともあり、それも調べながら、結論としてはまとまらないというところへ持ってかざるを得ないのかなというのが、私の力のなさかも分からないが、皆さん方の意見を一本化するというのは非常に難しいというふうに思っている。

一度皆さん方の意見を併記するような中で、座長、副座長で取りまとめるというような方向で進めさせていただくということにさせていただけないかと思うがいかがか。

(「意義なし」の声あり)

委員：それでは、そのようにさせていただく。当然、私どもも先程申し上げた役員会に対して報告をしなければならないので、その辺のところも含めて、一任をいただくと。

内容については、皆さん方には確認をしていただく機会が必要なので、次回もう一度、内容について集まっていたいて、正副座長としての案を皆さんに示させていただくということがいかがか。

(「意義なし」の声あり)

委員：それでは、そのようにさせていただく。日程についてはこの後、委員協議という形で決めさせていただくので、できるだけ速やかに私ども正副座長で、皆さんの意見ができるだけ反映できるような形で進めさせていただく。

他に何か。その他のところで意見があれば。

(「意見なし」の声あり)

委員：なければ、以上で第5回政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議を閉会する。